

# 1 地区体育館（平・勿来・関船・小名浜武道館）使用料

## (1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合

(単位:円)

使用区分				専用使用の使用料（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）				
				A 午前9時から 正午まで	B 午後1時から 午後3時まで	C 午後3時から 午後5時まで	D 午後5時から 午後7時まで	E 午後7時から 午後9時まで
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200
			日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750
		高校生以下（高専校生を含む。）	平日	1,100	880	880	1,100	1,100
			日曜日等	1,430	1,100	1,100	1,430	1,430
	その他の行事である場合	平日	6,600	4,950	4,950	6,600	6,600	
		日曜日等	8,250	6,270	6,270	8,250	8,250	
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	4,400	3,300	3,300	4,400	4,400
			日曜日等	5,500	4,180	4,180	5,500	5,500
		高校生以下（高専校生を含む。）	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200
			日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750
	その他の行事である場合	平日	26,400	19,800	19,800	26,400	26,400	
		日曜日等	33,000	24,750	24,750	33,000	33,000	

備考

- 1 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 体育館の照明等電気料金は、別料金です。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用料	
一般	1回につき	110円
高校生以下 (高専校生を含む。)	1回につき	50円

2 地区体育館附属設備使用料

設備区分	使用料	
放送設備	1時間につき	550円
電光掲示板	1組1時間につき	440円
会議室	1室1時間につき	220円

3 地区体育館電気使用料

使用区分		使用料	
競技場	専用使用の場合	1時間につき	1,100円
	一部専用使用の場合	1時間につき	550円
特殊電源装置		1時間につき	1,100円

備考

この表の規定にかかわらず、新舞子体育館に係る競技場の使用料については、専用使用の場合は1時間につき1,100円、一部専用使用の場合は1時間につき550円とする。